

# 農地法第3条許可申請に必要な書類

(受付締切日：毎月27日)

申請前に「受人に遊休農地・違反転用がないこと」をご確認ください。

1. 許可申請書……………3部  
※申請当日は双方とも認印をお持ちください
2. 申請地の登記事項証明書（全部事項証明書）…1筆につき各1部（法務局より）
3. 事例に応じて必要な書類……………それぞれ各1部
  - ①土地所有者の代理人が手続きする場合……………委任状、土地所有者の印鑑証明書
  - ②譲受人・借受人が市外居住者の場合……………（1）耕作証明書  
（2）農地台帳の写し  
（3）住民票抄本（本籍が確認できるもの）  
※貸借の際は不要
  - ③譲受人・借人が新規営農者の場合……………営農計画書、住民票抄本（市外の人に限り）
  - ④譲渡人・貸人が市外居住者の場合……………農地台帳の写しまたは住民票抄本
  - ⑤登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合…住所移転等が確認できる書類  
例）住民票抄本または戸籍の附票（登記事項証明書の住所が記載されたもの）、  
町名改正の証明書（町名改正の場合）、  
固定資産評価証明書など
  - ⑥地上権・地役権・抵当権・差押・  
仮登記等が設定されている場合……………受人の確認書
  - ⑦賃借権の設定の場合……………契約書の写し  
(窓口で契約書を作成する場合は200円の収入印紙を2枚)
  - ⑧申請当事者が法人の場合……………法人現在事項全部証明書
  - ⑨受人が法人の場合……………定款の写し
  - ⑩受人が農地所有適格法人の場合……………農地所有適格法人としての事業等の状況
  - ⑪貸借の申請地が未相続の場合……………被相続人の相続関係のわかるもの（戸籍謄本等）  
相続人の同意書  
同意者の現住所がわかるもの（市外居住者の場合）

※これ以外の書類の提出を求める場合がありますので、詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：弘前市農業委員会事務局 40-7104

岩木分室 82-1621

相馬分室 84-2111